

八王子市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に関する市の対応について（情報提供）

本日19時より開催の対策本部において、下記のとおり確認しました。

記

（1）東京都からの休業要請等について

- ① 東京都による要請の概要について
- ② 公共施設の利用及びイベント等の休止について
- ③ 緊急事態宣言下における八王子駅南口総合事務所の開所時間の変更について
別紙1

- ④ 本庁舎内会議室の活用について

新型コロナウイルス感染症対策として庁舎内の会議室を柔軟に活用する。

ここで、休業や失業等により、社会福祉協議会で実施する資金の貸付相談や、本市で行う自立相談が増加しているため、窓口の一元化及び感染リスクの軽減を目的に、本日（4/13）から8階の801会議室を活用。相談窓口の拡張を図った。

（2）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、緊急事態宣言後の業務継続の基本的考え方について **別紙2**

- ① 業務継続体制について **別紙3**
- ② 新型コロナウイルス感染症対策としての各種業務形態について **別紙4**
- ③ 市民への周知について **別紙5**
庁内に掲示するなどし、周知を行う。

（3）新型コロナウイルス感染症に関する総合コールセンター開設について **別紙6**

（4）新型コロナウイルス感染症対策に関する市長会要望事項について **別紙7**

（5）その他

- ① 緊急事態宣言下における生活困窮者への対応について（福祉部） **別紙8**
- ② 緊急事態宣言を受けた斎場施設の利用制限等について（市民部） **別紙9**

※ その他、医師会が4/10付で提出した「市への要望書」について報告が行われた。

【問い合わせ先】

八王子市新型コロナウイルス感染症危機管理本部支援チーム 元木
直通 620-7491 内線 3270

令和2年(2020 年)4月 13 日
新型コロナウイルス感染症対策本部
会議資料
行財政改革部

緊急事態宣言下における八王子駅南口総合事務所の開所時間の変更について

1 趣旨

国による緊急事態宣言が発出された東京都では、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、都民に対して徹底した外出自粛の要請と密閉・密集・密接の3つの「密」の防止が求められている。また、企業に対してテレワーク等による在宅勤務が推奨されている。

本市では、市民生活に不可欠なサービスの担い手である職員の感染拡大防止対策として、感染拡大リスクを回避できる職員体制を構築したうえで、最優先すべき業務を確実に継続することとしている。

このような状況を踏まえ、八王子駅南口総合事務所の開所時間を一時的に変更する。

2 開所時間

平日の開所時間について、夜間を短縮し午前8時 30 分から午後5時までとする。

(変更前:午前8時 30 分～午後7時)

※ 土曜日・日曜日 午前8時 30 分～午後5時(変更なし)

3 期間

令和2年4月20日(月)から緊急事態宣言の解除の日まで

4 今後のスケジュール

令和2年4月 13 日(月) 新型コロナウイルス感染症対策本部で決定

4月 19 日(日)まで 周知(市ホームページ、施設への掲示)

※利用者向け周知期間として約1週間を設けてからの実施とする。また、住民票や引っ越し、税関係の手続きを来庁せずにできるよう、郵送等での手続きの利用の推奨、案内を引き続き行う。

令和2年（2020年）4月9日
総 合 経 営 部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、緊急事態宣言後の
業務継続の基本的考え方について

1 目的

- （1）市民生活に直結するサービスを確実に維持する。
- （2）新型コロナウイルスの感染拡大を可能な限り抑制した体制とする。
- （3）緊急事態宣言における国の要請（出勤抑制7割、人と人との接触機会の8割削減など）に対応する。

2 基本的な考え方

- （1）市民生活に直結する業務を最優先し、確実に継続していくための危機管理対策として、「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（BCP）」に準じた優先度の考え方に基づき実施する。
- （2）業務執行体制においては、国や都の動向及び都内の感染状況等を踏まえながら、時差出勤やローテーション等、各種業務形態に適した手法を臨機応変に活用し、業務の継続及び感染拡大防止に努めていく。
- （3）「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場所）の回避に対応する。
- （4）新たに発生する業務については、機動的・機能的に実効性のある業務遂行体制により実施する。
- （5）ローテーションによる自宅勤務となった職員は、所属長の命令による業務を行う。
- （6）週休日の変更を行うことで、1日あたりの出勤抑制を図る。
- （7）自宅勤務は、感染症の重症化を引き起こしうる基礎疾患のある職員や妊娠中の職員を優先する。

3 実施期間

令和2年（2020年）4月15日（水）から緊急事態宣言が解除されるまで

4 市民への周知

- （1）市ホームページ及び各所管窓口等にて周知する。
- （2）周知期間は概ね3日間以上とする。

5 その他

通常業務の時間外は原則禁止とする。

業務継続体制について

1 基本的考え方

- (1) B C Pにおける以下の業務を最優先する。
- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及びこれに派生する相談対応及び雇用・経済支援などの緊急対策（保健所・生活困窮者対応、事業者支援等）
 - ②市民の生命を守るための業務、市民生活の維持に係る業務、休止すると重大な法令違反となる業務及び市業務維持のための基盤業務（ごみ収集、保育園等）
- (2) (1) 以外の業務は縮小・休止・実施方法を変更する。
- (3) (1) の業務を職員の感染リスクを抑制しながら継続できる体制を確保する（ローテーション勤務、週休日変更の実施）。
- (4) (2) (3) により生み出される職員は、(1) の最優先する業務の全庁的な観点で活用するとともに、自宅勤務とする。

参考 業務区分

業務区分	主な業務（所管部）
【S業務 ※基本的な考え方（1）①】 ・新たに発生する業務 ・拡大する業務	①感染症対策（保健所・医療保険部） ②生活困窮者相談（福祉部） ③事業者への融資（産業振興部） ④総合コールセンター ⑤対策本部支援に関する業務
【A業務 ※基本的な考え方（1）②】 ・継続する業務	①ごみ収集（資源循環部） ②保育園等（子ども家庭部） ③会計、法制（会計部・総務部） ④市都民税課税（税務部） ⑤住基系窓口の一部（市民部） ⑥高齢者・障害者・生活福祉・子育て支援・子ども家庭支援センター業務（福祉部・子ども家庭部）
【B・C業務 ※基本的な考え方（2）】 ・縮小・休止・実施方法を変更する業務	S・A業務以外

2 体制

- 最優先に取り組む感染症対策（保健所等）及びこれに派生する生活困窮者相談などの市民対応、ごみ収集や保育園等の市民生活の維持に欠かすことのできない業務に従事する職員を確保したうえで、その他業務は、職員の出勤抑制を行う運用を開始する。（開始時におけるその他職員の出勤は平均5割程度）
- 最優先業務についても、業務の縮小・休止等により生じた各部の職員を応援要員として活用し、ローテーション体制を取るといったリスク回避に留意した機動的な業務遂行体制を整備する。

3 職員体制の変更日

令和2年（2020年）4月15日（水）から順次

4 主な縮小・休止業務（縮小・休止等業務調査より（4月10日時点））

（1） 休止する主な業務

ア. イベントの中止

八王子花火大会、フラワーフェスティバル由木 等

イ. 施設の運営等

文化施設、スポーツ施設、集会施設等の休止

ウ. 計画策定事務の休止

再犯防止推進計画 等

エ. 例年の調査事務等の休止

市政世論調査 等

オ. 工事

斎場火葬炉設備改修工事の次年度への繰越 等

（2） 縮小する主な業務

ア. 窓口開所時間を短縮

八王子駅南口総合事務所（平日について午後5時までに短縮）

※4月20日（月）から

イ. 緊急を要しない設計・工事の延期

公園・道路・橋りょう・水路等の補修、学校施設の営繕 等

（3） 実施方法を変更する主な業務

ア. 窓口受付を郵送に変更

市営住宅入居者からの各種変更申請、建築の許認可申請 等

イ. 対面对応から電話対応への変更

在住外国人サポートデスクの相談、保健福祉相談、教育相談 等

ウ. 手続きの延長及び自粛要請

町会・自治会活動支援に係る補助金申請期間の延長、対面での申請・相談等の自粛要請を行い、電話による事前相談等に対応 等

新型コロナウイルス感染症対策としての 各種業務形態(週休日の振替・時差出勤等)について

1 基本的な考え方

市民サービスに必要な行政機能を維持しつつ、職員の接触を減少させるとともに行動変容を促すため、可能な範囲で職員が出勤回避できるように取り組む。

2 各種業務形態 ※ローテーションを考える上での優先順位

(1)職務専念義務の免除【既存制度の拡大】

- ア 職務免除が認められる事由として、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、保育園 や幼稚園、学童保育の利用自粛を要請された場合も追加する。
- イ 全職員(会計年度任用職員を含む)を対象とする。

(2)週休日の振替【既存制度の拡大】

- ア 通常(月曜日から金曜日まで)の勤務日に週休日(土日)を振り替えることを可能とする。なお、週休日の振替は同一週に行う。(1週間は日曜日から土曜日までの7日間。)
- イ 全職員(会計年度任用職員を除く)を対象とする。

(3)時差出勤【既存制度の拡大】

- ア 通常の勤務時間以外に以下の2パターンを選択可能とする。
 - ① 午前7時 30 分から午後4時 15 分まで(休憩は午前 11 時から午後0時まで)
 - ② 午前 10 時 00 分から午後6時 45 分まで(休憩は午後1時から午後2時まで)
- イ 全職員(会計年度任用職員を除く)を対象とする。

(4)自宅勤務【新規】

- ア 自宅で遂行可能な業務等があること
 - ①本来業務(行政情報・住民情報端末の持ち帰りは禁止)
 - ②業務課題の整理や資料作成など
 - ③各種研修資料や参考図書の読み込み等の自宅学習
- ※自宅勤務中においても、通常の職場と同様に服務規程等の対象となる。
- イ 対象 全職員(会計年度任用職員を含む)

3 各種業務形態の実施期間

(1)職務専念義務、週休日の振替、時差出勤の免除

令和2年(2020年)4月9日(木)から緊急事態宣言が解除されるまで

(2)自宅勤務

令和2年(2020年)4月15日(水)から緊急事態宣言が解除されるまで

市の業務体制の変更について

市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国から「緊急事態宣言」が発令されました。

そこで市では、4月15日(水)から、政府の要請する出勤抑制と業務継続を両立するための体制をとらせていただきます。

市民生活に直結する業務は優先し、継続していきますので、ご安心ください。

今後も市民生活を支え、社会機能を維持するための体制を確実に継続してまいります。市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

八王子市長 石森 孝志

令和2年（2020年）4月10日

八王子市議会議員 各位

総合経営部長

新型コロナウイルス感染症に関する総合コールセンター開設について（情報提供）

現在、新型コロナウイルス感染症の予防及び症状に関することを中心にコールセンターを開設し対応しているところですが、感染症発症から時間が経過し、国から緊急事態宣言が発令されたこと等により、問合せ内容が学校・保育関係、生活支援、資金支援等多岐に広がっています。

つきましては、これらの状況を鑑み、電話問い合わせ窓口を一元化し市民の利便性をはかるため、総合コールセンターを開設します。

記

1 対応内容

新型コロナウイルス感染症及び支援に関すること等

2 開設日

令和2年4月13日（月）から当面の間

3 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日を含む）

4 電話番号

042-620-7253 （現行のコールセンターの電話番号を継続使用します。）

＊10回線にして対応

5 場 所

201 会議室

6 市民への周知

ホームページで周知します。

令和2年4月8日

東京都知事

小 池 百合子 様

東京都市長会

会 長 清 水 庄 平

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望事項（第2回）について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年4月7日に政府は東京都をはじめとする感染が急拡大する地域を対象として緊急事態宣言を発令する等、感染症対策はより一層厳しい局面を迎えています。

この緊急事態を乗り越えていくには、東京都と地域の実情に精通している市が緊密に連携して感染症対策に取り組むことが必要不可欠です。

ついては、下記の点について、要望をいたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・ 地域医療体制の維持・確保及び新型コロナウイルスに関する適切な医療体制の整備、検査体制の強化
- ・ 社会福祉施設、医療機関、学校等におけるマスク・消毒液等の衛生消耗品の安定的な確保支援
- ・ 長期化する休校に伴う子どもの居場所確保、ICT環境整備に対する支援
- ・ 小売業及び飲食店をはじめとする外出自粛要請等により影響を受ける事業者に対する支援
- ・ 国、都の対策に関する迅速な情報提供、医療機関・保健所との情報共有体制の強化
- ・ 市における特別な財政需要に対する財政支援

令和 2 年（2020 年）4 月 13 日
福祉部

緊急事態宣言下における生活困窮者への対応について（報告）

1. 居所が不安定となった方の一時的な居住先の確保支援について

【目的】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う所得の激減及び東京都からの休業要請の対象にネットカフェ等が含まれたことなどにより、居住が不安定となった方の一時居住先の確保を支援する。

【確保先】

- ① 市内ビジネスホテル（東京都による）
- ② 市営住宅（空室の一時使用）、無料低額宿泊所、安価な民間宿泊施設 等

【条件】

生活自立支援課の相談を受けることを条件とする。その上で、その方の資力・状況により判断し、適切な場所につないでいく。

【期間】

原則、緊急事態措置期間

2. フードバンク団体への支援について

【目的】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う所得の激減及び学校等の休業に伴い在宅する児童等の食費の負担増により、フードバンク団体への食料要請が増える一方で、食品提供を募る機会が減少しており、団体が苦慮する状況にあることから、食料確保の支援を行う。

【内容】

- ① 市職員への呼びかけ

八王子自治研究センター・市職員組合と市関連所管の共催により、必要とする食品の提供を呼びかける。

受付場所は、組合事務所及び生活自立支援課

期間は、緊急事態措置期間

- ② 防災備蓄品の提供

感染拡大に伴い中止となった各地域での防災訓練において配布予定であった、防災備蓄品の提供